

地域を支える高齢者施設事業者の皆さまを応援！

令和 8 年度 山形県

高齢者施設等 物価高騰対策 支援金のご案内



申請受付期間

令和8年 8月27^水日・10月23^金日

山形県では、高齢者施設等が受ける食材料費やガソリン代、石油化学製品、重油・灯油の物価高騰の影響を軽減し、安心して質の高い高齢者福祉サービスの安定的な提供を図るため、県内で対象施設等を運営するものに対し支援金を交付します。

※当支援事業は、国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。



受給には
申請手続きが
必要です

申請方法

「振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し」をご準備いただき、右の二次元コードの申請フォームより申請ください。



【表紙】



【1～2ページ見開き】

申請フォーム



24時間受付可能！

※通帳表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写しをご準備ください。
※支援金交付決定通知は、申請のあった法人単位での通知となりますので、ご了承ください。

問い合わせ

山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金コールセンター

県事業受託者：東武トップツアーズ株式会社山形支店

【コールセンター】050-5445-7425

※受付時間 平日9:00～17:00 ※土日・祝祭日を除く 8/27(木)～10/30(金)

【メール】ymgt-korei.syogaishien@tobutoptours.co.jp

山形県 高齢者施設支援金

<https://yamagata-bukkakoutou.jp>

事務局ホームページはこちらから▶



山形県

交付対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和8年7月1日現在において、対象施設等を県内で運営し、支援金の受領後も事業を継続する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

○この支援金の交付対象施設等と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する施設又はサービスを行う事業所を一体的に運営し、「令和8年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金」の交付を受け、又は受けようとする者

対象施設等および交付額

区分1

- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設 ■ 介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護事業所
- 養護老人ホーム ■ 軽費老人ホーム

一対象施設等当たりの支援金の額

令和8年7月1日現在の定員(併設する短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所の定員を含む。以下「定員」という。)に17,000円を乗じて得た額(ただし、定員が29人以下であるものは、一律510,000円)

区分4

- 訪問介護事業所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 夜間対応型訪問介護事業所
- 訪問入浴介護事業所
- 訪問看護事業所
- 訪問リハビリテーション事業所

一対象施設等当たりの支援金の額

一律400,000円

区分2

- 有料老人ホーム ■ サービス付き高齢者向け住宅

一対象施設等当たりの支援金の額

一律110,000円

区分5

- 居宅介護支援事業所
- 福祉用具貸与事業所
- 特定福祉用具販売事業所

(福祉用具貸与事業所と一体的に運営されているものを除く。)

一対象施設等当たりの支援金の額

一律150,000円

区分3

- 通所介護事業所
- 地域密着型通所介護事業所
- 通所リハビリテーション事業所
- 認知症対応型通所介護事業所(共用型を除く。)
- 短期入所生活介護事業所(単独型に限る。)
- 短期入所療養介護事業所(単独型に限る。)
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所

一対象施設等当たりの支援金の額

一律270,000円

重油・灯油加算

重油・灯油を全館冷暖房や
全館給湯用に使用している下記の施設

- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設 ■ 介護医療院
- 養護老人ホーム ■ 軽費老人ホーム

一対象施設等当たりの支援金の額

定員に28,000円を乗じて得た額

交付対象外

- 廃止又は休止予定の施設・事業所 ● 休止中の施設・事業所 ● 公立の施設・事業所(委託等により実施し、設置者から財政的支援を受けているものを含む。)
- 介護予防支援事業所 ● 医療みなし事業所(保険医療機関が行う訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション) ● 空床利用型の短期入所サービス
- 令和8年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金の交付を受ける施設・事業所(介護サービスと障がい福祉サービスを一体的に運営する者に限る)
- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅と同一建物に併設し、令和8年度において「同一建物減算」を受けている区分3・4・5の事業所